

福島県全国がん登録事業実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、「福島県全国がん登録事業実施要綱」に基づいて実施する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出を行う者)

第2 全国がん登録の届出を行う者は、福島県所在の病院又は福島県から指定を受けた診療所（以下、「指定診療所」という。）の管理者とする。

2 診療所の指定に関し必要な事項は、「福島県全国がん登録事業における診療所の指定要領」に定めるものとする。

(届出の対象)

第3 届出の対象とする疾病は「がん」とし、その範囲は、次のとおりとする。

- (1) 悪性新生物及び上皮内がん
- (2) 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍（前号に該当するものを除く。）
- (3) 卵巣腫瘍（次に掲げるものに限る。）
 - ア 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
 - イ 境界悪性漿液性のう胞腺腫
 - ウ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
 - エ 境界悪性乳頭状のう胞腺腫
 - オ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
 - カ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍
 - キ 境界悪性明細胞のう胞腫瘍

(4) 消化管間質腫瘍（第1号に該当するものを除く。）

2 届出の必要な患者は、平成28年以降、原発性のがんについて、病院又は指定診療所における初回の診断が行われた患者（転移又は再発の段階で当該病院又は指定診療所における初回の診断が行われた場合を含む。）とする。

3 原発性のがんについて、初回の診断が行われた日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる当該がんについての届出は、その有用性を認めないものとする。

(届出の方法)

第4 病院又は指定診療所の管理者は、別紙様式「全国がん登録届出票」（以下、「届出票」という。）により、公立大学法人福島県立医科大学（以下、「福島医大」という。）に届け

出るものとし、原則、電子データにより提出するものとする。

- 2 前項の届出票は、院内がん登録専用システム等を利用した必要事項が記載された電子データに代えることができる。

(届出票の作成時期)

- 第5 病院又は指定診療所の管理者は、届出対象の患者について、当該がんに関して計画した一連の診断、治療等の初回の診療行為が終了したときに届出票を作成することとする。

(届出票の提出時期)

- 第6 病院又は指定診療所の管理者は、当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の12月31日までに届出票を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、病院又は指定診療所の管理者は、次の時期を目安として提出するものとする。

- (1) 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院

当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の8月31日まで

- (2) その他の病院又は指定診療所

随時提出することを基本とし、遅くとも次の時期

- ア 1月から6月に当該がんの初回の診断が行われた場合

当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の1月31日まで

- イ 7月から12月に当該がんの初回の診断が行われた場合

当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の6月30日まで

(届出の勧告等)

- 第7 福島県は、当該がんの初回の診断が行われた日の属する年の翌年の12月31日までに届出がされない場合において、特に必要があると認めるときは、当該病院の管理者に対し、期限を定めて、届出がされない情報の届出をするよう勧告することができる。

- 2 福島県は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(遡り調査)

- 第8 厚生労働省からの通知により、死亡者情報票から死亡者新規がん情報が判明したときは、福島県は、当該死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は指定診療所に対して遡り調査を実施することとする。

- 2 前項の調査に関し通知を受けた病院又は指定診療所は、遡り調査票及びその他必要な事項を提出するものとする。

(情報の審査・整理及び提出)

第9 福島医大は、病院又は指定診療所から提出のあった届出票及び遡り調査票その他の情報を審査、整理し、福島県に報告した上で、厚生労働大臣に提出するものとする。

(情報の利用及び提供)

第10 福島県は、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究等のため、全国がん登録の情報を自ら利用し、又は提供することができる。

2 全国がん登録の情報の利用及び提供に関し必要な事項は、「福島県がん登録情報及び匿名化が行われた福島県がん登録情報の提供に関する事務処理要領」に定めるものとする。

(データベース)

第11 福島県は、地域がん登録の情報と全国がん登録の情報のうち福島県に係るがん情報(以下、「福島県がん登録情報」という。)を一体的に記録し保存するデータベースを整備するものとする。

2 前項のデータベースに記録し保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、あらかじめ、「福島県がん対策推進審議会」の意見を聴かななければならない。

3 福島県は、第1項のデータベースにおいて保存する福島県がん登録情報について、がん罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日から起算して100年を経過した日の属する年の翌年の12月31日までに、当該がん罹患した者の識別ができないよう加工(以下、「匿名化」という。)を行い、又は消去しなければならない。

4 前項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、「福島県がん対策推進審議会」の意見を聴かななければならない。

(協力の要請)

第12 福島県及び福島医大は、この要領に定めるほか、全国がん登録の実施に関し必要があると認めるときは、病院又は指定診療所その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた病院又は指定診療所その他の関係者は、その求めに協力するものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項はその都度、「福島県がん対策推進審議会」で検討の上、別に定めるものとする。

附 則 この要領は平成27年10月29日から施行する。

この要領は平成31年1月1日から施行する。